

放課後児童クラブ配食事業のご案内

～長期休業期間、お弁当の配食サービスが利用できます～



令和7年4月24日
福祉保健課 子育て支援係

放課後児童クラブでは「朝の忙しい時間に毎日お弁当を作るのは大変！」という保護者の皆さまを支援するため、長期休業期間中の平日に限り、お弁当の配食サービスが利用できます。

《放課後児童クラブ配食サービスについて》

- ・利用料（利用者負担額）・・・1食300円（お弁当は1食600円です）
 - ・提供期間・・・小学校の長期休業期間中の平日のうち、利用者が希望する日程
 - 夏季休業期間 令和7年7月22日～令和7年8月29日
 - 冬季休業期間 令和7年12月24日～令和8年1月7日
 - 春季休業期間 令和8年3月26日～令和8年3月31日
- ※ただし、4月、8月13日～15日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）放課後児童クラブの指定する日は利用できません。

《利用の流れ》

- ①配食サービスを希望する方は、各休業期間の1ヶ月前に申請書を配布しますので、放課後児童クラブに提出してください。（配布時期：6月、11月、2月）
- ②事業者が放課後児童クラブへ弁当を届けます。
- ③お子様が放課後児童クラブで弁当を食べる。
- ④**利用料は直接、保護者が利用した事業者へ当月分を支払う。**（現金のみ）
例）7月の利用分は、8月支払いです。事業者から請求書を配布します。

《注意事項》

- ①各休業期間中、決定した事業者の変更は原則出来ません。
※夏休み、冬休み、春休みで期間別の変更は可能です。
- ②都合により希望日を利用しない場合は、**前日の午後5時までに事業者へ連絡してください。**
※希望日の当日キャンセルは出来ませんので、ご注意ください。



裏面あり

※上記の連絡を忘れた場合や当日急きょ利用しなかった場合は利用料が発生します。

※お弁当のお持ち帰りは安全面や衛生面の観点から出来ません。

③一旦、決定した利用回数の変更、配食サービスを中止したい時は、市に連絡をしてください。

※急な変更は対応出来ない場合があります。出来る限り1週間前までに変更、中止の希望など余裕を持たせて連絡をお願いします。

④個別のアレルギー対応は出来ません。利用する際は十分にご注意ください。

⑤お箸は、ご家庭で準備をお願いします。

⑥放課後児童クラブは、利用料の徴収や預かりは出来ませんのでお子様に利用料を絶対に持たせないでください。

⑦上記、注意事項に承諾の上、配食サービスをご利用ください。

《配食サービス事業者》

カフェ・レスト・ハウス めしや	住 所：末広町 3-16
	電話番号：23-1797

洋食喫茶 ロリエ	住 所：港町 12-6
	電話番号：22-6764

OCK Ba-mi	住 所：矢浜四丁目 1-41
	電話番号：49-0141



Q&A こんな時、どこに問い合わせたらよいですか？

福祉保健課：利用の申込み 利用回数の変更、中止 サービス全般

事業者：希望日の前日の午後5時までにキャンセル連絡のみ

★お問い合わせ先★

尾鷲市 福祉保健課 子育て支援係

(電話番号：23-8202)